

第 4 回

ホームレスの自立支援等に関する 推進計画策定委員会

平成21年11月17日

午前 10時00分開会

○岩田委員長 それでは、定刻になりましたが、まだ出席予定でいらっしゃっていない方もいらっしゃいますけれども、第4回の推進計画策定委員会を開催いたします。

初めに、事務局よりお願いいたします。

○生活福祉課長 おはようございます。

出欠状況でございますが、戸田委員のほうからはあらかじめ欠席という連絡が届いておりますが、ほかの委員さんは欠席ということではございませんが、今委員長がおっしゃったとおり定刻が過ぎましたので始めさせていただきます。

本日、7名の出席をいただいておりますので、要綱第6条第2項に基づいて定足数を満たしているということをご報告させていただきます。

○岩田委員長 きょうの第4回が実質的にこの計画策定の最後の内容についての議論になりますので、既に変行届いたご意見をいただいておりますけれども、きょうはどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、事務局より資料の説明とあわせてこれからのスケジュールについてもお願いいたします。

○生活福祉課長 それでは、お手元にきょう新宿区「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」—それぞれのタイプ・段階に応じた支援をめざして—ということで、(素案)21年11月17版ということでお配りをさせていただいております。

なお、事前にお配りした素案に可能な限り加筆をさせていただきましたものをきょう改めてお配りをしてございます。事前にお読みいただいているということを前提に、私のほうは幾つかのポイントをご説明をしたいというふうに思います。

それで、きょうあわせてパブリック・コメント[意見公募]の実施についてというペーパーをお配りさせていただいております。

きょうの委員会終了後になりますけれども、一定の区の手続等を踏まえまして、12月15日から1月14日まで約1カ月間、パブリック・コメントをかけたいというふうに現時点で考えております。12月15日の区の広報に掲載をして、前後しますが、3の公表の方法としては、区広報並びにホームページ、それぞれの関係部署でパブリック・コメントを実施したい。その後、第5回の委員会を経て、この策定委員会から区長のほうに報告をしていただくといったような段取りになるのかなというふうに思っております。

きょう、お配りしております素案について、委員の皆様からさまざまなご意見をいただ

きました。ありがとうございます。それらが、ちょっと時間的な制約もございましたので、反映されていない部分につきましては、後ほど私から素案のほうをご説明した後にご紹介をし、また区のほうの考え方をお示しをしたいというふうに思っております。

それでは、まずお聞きいただいて、大変申しわけございません。目次が1枚ぺらで入っていると思いますが、ぺらのほうの目次をごらんいただきたいというふうに思います。

大きく章立てをさせていただきますけれども、計画改訂の基本方針、それからⅡとして、ホームレスの現状、それからこれまでのホームレス問題への取り組みと課題、それとⅣ、ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組み、計画の推進等、それから資料編ということで、大きく章立てについては変わってございません。

それでは、まず大きな章立てのⅠからⅢまでを私のほうからご説明をさせていただいて、そこで基本的な考え方になりますので、少し時間を委員長のほうからとっていただいてご議論をいただければなというふうに思っております。

それでは、まず1ページでございます。

計画改訂の基本方針ということで、前段のほうはこれまでの新宿区の取り組みを書いてございます。「しかしながら」以降でございますけれども、昨年9月のリーマンショック以降ということで状況の変化、これまでのホームレス対策を根本から揺るがしかねない事態を招いている。なぜならばということで、長期化・高齢化したホームレスに加え、住まいと職を失い「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」、質的にも量的にも困難を極めている。

これまでのテント生活者を中心とする定着型に加えて、再流入者や若年の新規流入などの流動層が数多く加わり、質的な変化に対応する施策の展開が求められている。

限られた資源の総合化を図り、自立への段階に応じた適切な支援の方向性を明らかにし、実効性の高い取り組みとしたい。

あわせて、国・東京都・東京23区等に対して、総合的な施策の確立や財政負担のあり方などについての提言・要望を行う。

あわせてまた、区民の理解と協力を深め、ホームレス対策の支援活動を続けてきたNPO等支援団体との連携を、より一層強化するよう努めていきたいということが計画改訂の基本方針です。

2として、計画の位置づけと計画期間でございますが、新宿区の基本構想並びに総合計画がございます。それらと個別計画である、この推進計画が連動しているということを前段の

ほうで述べ、一番下段になりますけれども、平成22年度から25年度までの4年間とする、それは国の基本方針の運用期間が25年7月30日ということになっておりますので、それに合わせるということでございます。

ホームレスの定義とタイプ、事前にお配りした段階では分類というような表現を使っておりましたが、タイプというふうに改めさせていただいております。

前回の現推進計画では、いわゆる特措法の第2条による定義でございましたけれども、この計画では「ホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人」も対象とし、これは盛んにこの委員会でも議論されておりましたけれども、大きく3つのタイプに分ける必要があるのではないかと、その理由としてはまた以降でございますけれども、限られた資源の有効活用、ホームレスそれぞれの態様・段階のニーズの違いに応じた総合的な施策の展開を図るためにもということでございます。

それで、ここはちょっと表現を変えてございます。(1)概ね50歳以上でホームレス生活が長期化・高齢化した層。囲みの中は大きくは変えてございませんが2つのタイプがある。いわゆる、福祉制度を利用しない人と利用を繰り返している人がいます。前者には、都市雑業、テント生活をして福祉サービスを拒否する。後者のほうには、生活保護の適用、または自立支援システムを利用しても、自己都合などによって再び路上に戻ってしまうというなかなか自立が難しい層がいるということです。

それから、概ね50歳以下で傷病・障害、あるいは過去の生育歴・職歴等から社会関係の再構築の支援も必要な層ということで、最近の相談者で急増しているということでございます。

ほかの委員さんからも、中には就労意欲が欠けているというような表現を使っておりますが、喪失している人も多く見受けられるということで表現を変えてございます。

それから、概ね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できればということで自立ができる層ということです。

派遣切れ等により解雇された人で、その日その週の暮らしに困窮している、就労意欲もあり、短期的・集中的な支援が必要な人たちですということでございます。

ちょっと余談になりますけれども、新聞等で11月30日にハローワークでワンストップサービスをやるといったようなことがあって、きのうも区長会がございまして、山井政務官が説明に来たということです。明日も課長会がございましてけれども、調査についてそこで詰めていくという状況でございます。

これまでが、いわゆる計画改訂の基本方針、それから計画の位置づけと計画期間、それか

らホームレスの定義とタイプということでございます。

それから、大きいⅡ番、ホームレスの現状でございますけれども、まず全国調査によるホームレス数を載せてございます。

それから、それにあわせて東京都全体のホームレス数、9ページになりますけれども、東京23区内のホームレス数、それから10ページには新宿区のホームレス数、それと19年1月の生活全国調査のホームレスの生活実態調査をそのまま掲載させていただいております。

それから、19年6月から7月にかけて15ページでございますけれども、住居喪失不安定就労者の実態調査を行いました。いわゆる、インターネットカフェ・漫画喫茶等の店舗で寝泊りしている者で、電話調査146店舗ということでございます。

下から3行目でございますけれども、全国で約5,400人のうち東京23区には2,000人と推計されているという調査結果が出ている。これは国の調査でございます。

16ページ以降が、その詳細の記載でございます。

それと、18ページに新宿区の相談状況ということで、現下の福祉事務所の相談状況を19年度、20年度比較で載せてございます。

その下、ちょっといったところのなお書き以降ですけれども、なお、平成21年の4月から9月までの来所者合計数は8,674人で、平成20年の同時期（4,428人）と比べると約倍になっているといったようなことも、ことしに入ってから大きな変化ということもちょっと記載をさせていただいております。

それから、次が新宿区の特徴的な仕組みということで、拠点相談所「とまりぎ」の相談状況ということでございます。

次の19ページの①でそれぞれの相談状況を記載してございます。

それから、次の20ページは路上対策施設利用者の状況ということで、いわゆる都区共同事業でやっております自立支援システムの利用状況ということでございます。

これまでが、ホームレスの現状を記したものでございます。

23ページになりますが、これまでのホームレス問題への取り組みと課題ということで、1では、都区共同事業による取り組みの沿革を記しております。12年7月の東京都とそれから東京23区の協定以降、さまざまな事業に取り組んできたということで、地域生活移行支援事業、それから25ページには自立支援システム、それから28ページになりますけれども、巡回相談事業、都区共同事業の3本柱を評価・検証しているということでございます。

それから、30ページになりますが、新宿区の取り組みということでございます。

10年2月の段ボールハウスの火災事件、以前から取り組んでいるところですが、とりわけこの事件を契機に暫定自立支援センターの設置、それから都区共同事業による自立支援の新宿寮、それから13年から15年にかけては、現推進計画の基礎となりました路上生活者の実態調査、18年2月の推進計画を策定し、「とまりぎ」、それから自立支援ホーム、それから訪問サポートなどの新たな事業を展開してきたということで、拠点相談事業、次のページにいきまして、自立支援ホーム、それから民間宿泊所の借り上げ：給食宿泊所の確保、それから次のページにいきまして、地域の生活サポート：宿泊所等入所者相談援助事業、それから5番目として、訪問サポート：地域生活安定促進事業、36ページに（6）その他の事業ということでございます。

それから、ちょっと事業名がストレートにわかりづらいというようなこともご指摘をいただいておりますので、少し私どものほうで、例えば34ページの（4）、後藤委員まだおみえではないんですけれども、「宿泊所等入所者相談援助事業」を「地域の生活サポート」といったような形で、少しわかりやすい表現で記したつもりでございます。

それから、37ページ（7）でございますけれども、ホームレス対策に要する経費ということで、国への財政措置の問題などについて記載をし、20年度決算の概要を次のページ、38ページ囲みの中でございますけれども、歳出ベースでホームレス対策が1億236万506円、それぞれの事業費の決算額のうち特定財源、国庫補助金と都補助金を加えて5,270万6,000円、いわゆる一般財源として4,965万4,506円といったような決算数値が出ているということを記載させていただいたところでございます。

とりあえず、Iからの計画改訂の基本方針、それからホームレスの現状、それからこれまでのホームレス問題への取り組みと課題ということで素案を作成しておりますので、ご意見があればよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○岩田委員長 ありがとうございます。

それでは、具体的にこれからどうするかという前に、これまでどういうふうに取り組んできたかとか、何が課題かということについての整理というのは大変大事だと思いますので、まず今のIからIIIまでのところで、ご意見をいただきたいと思います。どうぞ、どういう点からでも結構ですから。

○生活福祉課長 委員の方から、自立支援システムについて現状と少し乖離がある状況があるということのご意見もいただいております。確かに、現実はそのような自立支援システム、緊急一時保護センター、それから自立支援センターの利用の現状はかなり違ってきて

いるんですが、ここに記しておりますのは、19年5月に出しました東京都のホームレス白書の中から引用させていただいておりますので、その部分からとっているということで、後でご説明することになります今後の取り組みの中でちょっとその辺の状況変化というものは記載をさせていただいておりますので、ご了解を願えればなというふうに思っております。

以上です。

○岩田委員長 今のは25ページの自立支援システムのところですね。

○生活福祉課長 24、25ページあたりのところでございます。

○岩田委員長 今のところいかがですか。秋山委員。

○秋山委員 私のほうでは、自立支援システム云々、この辺については特に意見はありませんでした。

それで一言、5ページで(3)のところの四角の囲みですが、ちょっとこれ私のほうの実際の実態でいきますと、下から2行目、勤労意欲もあり住居の確保ということで、このところに一言、心身等も問題ないということが入れていただければいいのかなと、そういう意見が出ています。あとは、ここまでの間では特に私のほうは意見ありません。

○岩田委員長 稲葉委員、どうぞ。

○稲葉委員 今、課長さんからあったお話というのはここで話したほうがいいんですかね。特に、今お話のあった自立支援システムの25ページから26ページにかけて、平成19年の段階と現段階での違いというのもあるんですけれども、23区全体の状況と新宿区の状況の違いというのを痛感しております、緊急一時保護センターについては、なかなか新宿区については入りづらいという問題があって、「とまりぎ」からなかなかスムーズに流れていかないという、前もここで話しましたがけれども、その辺の状況については何か記載があればなというふうに思いますし、それに対してこれ都区共同事業の枠内でやっていることなのでなかなか難しいとは思いますが、新宿区の枠を確保して、新宿区の相談者がスムーズに入るための何らかの対策というのが必要かというふうに思っております。

あと、それと関連して、この会議の初回でお話したホームレスの数の問題、10ページ、11ページあたりのお話で、これは東京都の概数調査をもとにしているんですが、できれば民間団体の調査ではもっと多くの数が確認されているというようなことも入れていただけると、正直我々からするとこの都の概数調査は、特に新宿区に関していえば、実態とはかなり離れているというふうに思っておりますので、そうした内容も入れられないかと思っております。

○岩田委員長 炊き出しの調査とかいろいろあるんですか。前に、ちょっと炊き出しのあれが

出てましたよね。

○稲葉委員 パトロール、深夜に確認した調査というのは会議で出ましたけれども。

○岩田委員長 はい、どうぞ。

○笠井委員 これに関連してですが、今年のたしか冬というか1月だか2月に、独自で新宿区さんも調査して、我々の民間団体の調査と大体ほぼ実数的には似たようなところであったというふうに報告を聞いておりますので、一部の民間団体の主張が正しいかどうかというのもあるでしょうけれども、他方で区のほうでも独自にやられて、それに近い数が出たということでもありますので、そこら辺数を出すかはともかくとして記載していただければ、実際東京都の概数調査が、昼間の目視調査も限界がありますので、そのことに関しては既に指摘され続けてきた問題でございますので、概数調査の数よりも少ないということはずないと思いますので、多いということでも一言加えていただければと思います。

○生活福祉課長 第1回目のときに資料をお出ししてあるかと思いますが、1月21日、それから29日には支援団体の方が調査を行っております。夜間調査を含めてなんですけれども、それと炊き出しに並ぶ人の年齢調査報告ということも民間団体の方から参考までにいただいております。

今、笠井委員のほうからのご指摘のとおりでございますが、都の概数調査との乖離があることも事実ですので、その辺のところは11ページの新宿区のホームレス数の後あたりに、少し書き加えるということはあるのかなというふうに思います。

実は、先週も議会のほうに概数調査を報告したら、それと実態とどうなんですかという質問もありまして、実はという話を私のほうから答弁させてもらってますので、そのところは少し整理ができるのかなというふうに思っております。

○岩田委員長 先ほどの25ページ以降のところは、これは都区共同事業としての成果と課題という整理なので、特に新宿区の使い勝手みたいなことを入れているわけじゃないんですけれども、そういうのを入れ込むかどうかというあたりはいかがですか。課題というところが幾つか書いてありますよね。全体としての課題という意味と、とりわけ新宿にとっての資源として、さっき言ったようにかなり厳しい状況にあるというようなことをちらっと課題の中に入れておくかというあたりは、ちょっとご検討いただいてという。

○生活福祉課長 はい。

○岩田委員長 そのほかいかがでしょうか。

ちょっと、これは表現の問題なんですけれども、最初の2ページのところですけれども、

タイプというのが後で出てくるわけですが、2ページの今回のというところからの段落ですけれども、「それぞれのホームレス、またホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人などに対し」というところの表現ですけれども、ホームレスの異なったタイプとか、異なった段階、またホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人などの多様なニーズに対しというような、つまりタイプというのがホームレスの人たちの性格だとか、そういうことでタイプ化しているというよりは、ニーズが違うんだというようなスタンスをしっかりと持たないと、何か非常に固定的なタイプとして見ちゃうといいますか、就労意欲がない人なんだとか、高齢化してだめなんだみたいな、そういうふうに誤解されてもいけないので、タイプ化というのはある意味で非常に大胆なことなので、当然この3つのいずれにも入らないというか、こことこの中間ぐらいとかというのもあり得るわけです。だから、ただそういうふうに施策というのは考えたほうがいいという方向を出すために書くので、割合慎重に表現をしたほうがいいかなというふうに思うんです。

それで、ちょっとそのこととの関係なんですけれども、4ページの(1)の長期化・高齢化したというところの表現ですけれども、この2つだと、後から例えば年金を発権するといいますか、年金権があると何とかいくとか、借金を整理すればどうにかなるとか、入居をちょっと直して、住居の支援があれば何とかなるとかという話がちょっと出てきますよね。そういうのと、ちょっとつながらないかなという気もするんです。割合、これだと大変そうという感じがあって、特に上のほうですけれども、福祉制度を利用しない人というものが、前者に入ってますから、ここでまた福祉サービスを拒否すると書かなくても、前者には都市雑業や日雇い仕事をしながらテント等で、長期間生活している人が多いけれども、例えば年金等の援助によって、脱却する可能性がある人も少なくないとか、何かちょっとそういう表現でもいいのかという感じはしました。これは表現の問題ですから、後で何を強調するかによって、整合的になさったらいいんじゃないかと思います。

○生活福祉課長 今回の部分ですけれども、いわゆる年金、後でもちょっと出てきますけれども、年金の受給権の調査によって現に出てきています、そういう方たちが。それから、国の調査でもいわゆる常勤でしたっけ、常用雇用とかで60%ぐらいホームレスの方がいるというような調査結果も出て、探すと結構年金が出てくるというようなこともありますので、いわゆる可能性の部分もちょっと表現はまた検討しますけれども、少し、余りネガティブな話なので。

○岩田委員長 そうですね、入れておいたほうが。そうすると嫌だという人にまでやってやる必要ないみたいな意見も出るかもしれないし、つまり支援がかなりすごい、例えば(2)の

ように、相当いろいろな意味での支援が集中的に必要な場合と、(3) みたいに住居の設定や就労支援がちょっとあれば、かなりいけちゃう層と、それからいろいろ難しい人もいるかもしれないけれども、そうでもなくて長期化するといっても、いろいろ支援のやり方によっては、意外と脱出可能性があるんだというような、そういうニュアンスが出たほうがやる意味があるということを区民の皆さんがわかってくれるといいですか、そうなのかと、意外とそんなことで簡単に脱出ができるんだなというようなことをわかっていただくと思うので、その面では表現というのは結構大事かなと思うんです。

○**稲葉委員** 今、委員長が言われたことで、福祉サービスを拒否する人というのは、後の人権啓発の部分ともかかわってくるので、ここは利用しない人という中立的な表現にしてもらいたいというのがあります。現状の福祉サービスは利用しないけれども、例えば相部屋の宿泊所は嫌だけれども、アパートで個室だったら入るよという人もいるので、その辺は一方でサービス側の問題というのものもあるかと思しますので、ちょっと拒否という言葉は、公園にテントを張っている人たちの偏見とかに結びつきかねないと思うので、そこは表現を変えていただければと思っています。

○**岩田委員長** その他いかがでしょうか。

○**岡部副委員長** 表記の仕方ですけれども、これは5ページの、これは直接ホームレスに関係ないことですが、(2) のところで障害の「害」というのは、法律用語ではこの「害」使っていますけれども、平仮名に直していただくということは可能ですか。新宿区はそのまま使ってますか。

○**生活福祉課長** 障害者部門の計画づくりのときに、その辺のところ障がいという平仮名の議論相当あったんですが、新宿区は漢字のほうを使っています。

○**岡部副委員長** そうですか。もしできればということなんですけれども、そういう新宿区で統一しているならばそれで結構ですけれども、私ども大学ですとこの「害」は使わずに平仮名で統一しているものですから、もし可能であればということです。先ほど言われたような、価値、中立的というのは、ネガティブな概念なので一応要望だけは出しておきます。

○**福祉部長** 先ほど、岩田先生が触れられた部分ですけれども、ホームレスのタイプにしる、ニーズにしる、3つのカテゴリーに分けるといのはかなり難しいことだと思うんです。私が言っただけなんですけれども、私もこういう分け方をするのが適切かどうかというのは、ちょっと雰囲気的には若干迷いがあるんです。

ただ、行政の計画というのは、これから施策に結びつけていくということを前提につくら

れるものですから、こういう分け方をすると、先ほど岩田先生がおっしゃるようにタイプというよりもニーズだと。こういうニーズに対応するために、大体こういうカテゴリーに分けたほうがやりやすいという意味では確かにそうなんです。

例えば、タイプの3などは先ほどおっしゃられたように、ちょっとの住まいと就労支援があれば、恐らく行政の手から離れちゃう人なんです。その部分を短期集中でやれば、恐らく問題は解決するだろうと。1番の人は、いろいろ1番の中でもありますけれども、例えばの話、生活保護の内側に入ってくる人も大分いるわけです。特に、高齢の方々は。高齢、病弱。そういう方たちは、恐らく生活保護という形でしか多分対応できない。若干、サービスを拒否する人の問題とかありますけれども。

2番は、実は大変難しいんです。いろいろ、これをさらに中を見ていかないといけないんだろうと思っているんですけども、私が気になっているのは、そういういろいろな問題がありながらも、3つのカテゴリーということにとりあえず整理するということが、この報告書の1つのポイントになるんだと思うので、その部分は委員の方はどういうふうにお考えになっているのかなということが、改めての話ですけども、気になったのもう一回ちょっとお聞きしたわけです。

○笠井委員 ニーズとサービスの問題というのは、支援する側からすると非常に大事な問題であって、支援するほうはタイプというのは大体の感覚で、この人は生保対象であるとか自立支援センター対象であるとか、そういうふうに見てしまうんです。実際、それでいろいろ話を聞いて、ニーズに適用したサービスを、こっちは援助できませんからアドバイスすると、そういう関係になっています。

今後、この2とか3を含めて、国単位の事業とか含めて、もうちょっと多様化してくると思うんです。それに対して、こういうサービスがいっぱい出てくる、今までホームレス対策といっても生活保護か法外援護か自立支援システムかとか、大体単純化されていたと思うんですけども、それ以外のものというのは、今後生保の内側というか外側のほうにいろいろ出てくる、第2セーフティーネットを含めて出てくるということなので、そこら辺のニーズ、ちょっとした支援でできる人と相当かかる人というのは、支援する側からしてもきちんと整理する必要があると思うんです。これが、非常に弱いところだと思うんです。

その意味でも、大体施策上のタイプにあわせて、それにくっつけて一回やってみると。こちらのほうも、現状の当事者の方のニーズを含めて、それで合うかどうかを含めてドッキングさせていくということが今後必要になるのではないかなと思いますので、これは確かに

タイプ別というのは誤解しようと思えばできる場所ですけども、現場的には特にこれに合わせたいろいろなニーズに合わせた施策をつくっていただければ、非常にやりやすいというのはあると思います。

○生活福祉課長 整理の仕方としては未整理の仕方もあるということですね。

○笠井委員 そうです。

○岩田委員長 これまでのホームレスのとらえ方というのは、かなりステレオタイプな日雇い労働者が失業してというか、仕事がなくなったり、高齢化してというようなそういうイメージでとらえられていたと思うんですけども、特に基礎自治体の現場レベルで見ると、上のほうは厚生行政のほうで、労働行政のほうはネットカフェにいるような住居喪失、不安定就労者という名前と呼んでいるわけですけども、新宿区のレベルで見れば、結局同じ層をホームレスとしてとらえるのが現実的なわけですから、したがってこういうタイプ別にしてニーズの違いに応じた支援を組み直さなければだめだよというのはとてもいいと思うんです。

これまでも厚生施設の利用者や何かでもタイプ化というのは結構あったんですけども、どっちかというニーズのタイプ化じゃなくて、人のタイプ化みたいな不適要素とか、ちょっとそういうニュアンスがやや強かったかなというふうに思うんです。それで、もうちょっと支援と結びつけて、後のほうでこれは1の層に特に役立つ施策だとかという、ああいう感じでいくというのがいいんじゃないかと思うんです。

ですから、4ページに関していうと、おおむね次のような3つのタイプでホームレスのニーズを把握することができますとか何とかそういう書き方にして、ちょっと長ったらしくなるので、これでもいいかなと思うんですけども、2と3はすごくニーズというのがはっきり出ていると思うんです。1はやや長期化・高齢化した層でニーズはいろいろだよという感じになりますから、それはそれでいいかなとも思うし、もうちょっと何か言えるかなという感じがちょっとあります。

だから、1の后者というのは実は2と近い、だけど2のほうはまだ日が浅いという感じかなでしょう、ニュアンスとして。

○福祉部長 今年齢であれしてますからね。

○岩田委員長 言ってみたら50歳以上と50歳以下というのがおおむねあって、そこに2つあって、割合簡単な支援でいけそうな人たちと、ただ今ない支援だけれども、例えば生活保護や年金、医療というようなことで解決できる、けどなかなかそこを信用してもらえないとか、つなががないとか、そういう場合といろいろな過去の経験や病気、障害などによって濃厚な

支援が必要だという、そういう感じでもあるんです。これ、だから年齢があって、つまり4つのマトリックスで、多様な支援が集中的に必要とするというのと年齢というので、比較的単純な支援で済む、非常に濃厚な多様な支援を集中しないと難しいというのと、年齢がおおむね50以下、50以上というのがあって、マトリックスで実は4つだというふうに考えることもできなくはないと思うんです。ちょっとややこしいですけども。だからこれでいいと思いますけれども。

○岡部副委員長 タイプ1と2の差別化は年齢以外に余り差異が感じられないんです。そうすると、表現を変えていく理由というのがよくわからないんですけども。

○岩田委員長 何か新しいタイプというニュアンスなんでしょう。若い人が増えたんだけど、若い人でも、さっき秋山委員がおっしゃったように、ほとんど心身に何の問題もなく、住宅と就労のところの支援をすれば、そのままいけちゃうような人と、同じように見えるんだけど、なかなか人間関係の構築とか、例えばそれこそ親に虐待を受けていたとかいろいろ問題がそこにあって、あるいは障害があったというようなことが後でわかって、ホームレス支援ぐらいじゃうまくいかないというような。

○岡部副委員長 そうですね、2と3は差別化しているのはわかるし、1と2は年齢の差以外はないわけです。

○岩田委員長 そうですね、年齢となったばかりというのと。

○岡部副委員長 長期か長期じゃないかの違いですね。

○岩田委員長 1の后者というのは、野宿歴が長いというニュアンスなんだろうと。出たり入ったりして、多分そうなんです。

○岡部副委員長 これは、あえて高齢化と入れる必要はあるんですか。長期化した層で高齢化というのは何か意味があるんですか。

○岩田委員長 これは多分全国調査の結果がやや、高齢化といっても2歳ぐらい上がったけなんですけれども、平均年齢でいうと。ただ、長期層は60以上が多いかな、そういうことはあります。

○岡部副委員長 でというのは&なのかorなのかというのは。

○岩田委員長 例えば、おおむね50歳以上でホームレス生活が長期化した層というふうにして、前者には都市雑業、日雇い仕事をしながらテント等で生活していて、かなり高齢の人々が少なくないとか多いとかというような入れ方でもいいかもしれません。

その辺の3分類を崩すと、ちょっと後のほうもみんな崩れちゃうので、それは一応生かす

として、少し表現を変えていただくというか、もうちょっと工夫していただくということでしょうか。

○生活福祉課長 ちょっと時間もありますので、まず後ろもやってまた全体的なご質疑をいただくということで。

○岩田委員長 そうですね、また後のほうのご意見でもちょっとかかわってくると思いますが、そうしましたら、4のほうに移っていいでしょうか。また、もしも必要であれば戻ることにして、4のほうに入りたいと思いますので、4以降ですね。

○生活福祉課長 それでは、ホームレス問題の解決に向けたこれからの取り組みということで、解決のための基本的な考え方をまず第1番目に上げております。

中ほどでございますけれども、就労や住宅、施設の支援、相談体制、地域での生活支援など、真に必要とする取り組みの総合化を図り、ホームレス一人一人の支援段階に応じた適切な対応が何よりも求められているということで、改めて3つのタイプを基本に、ホームレス対策の現状を把握し、それぞれのタイプ・支援段階にふさわしい取り組みの方向性を示しますということです。

(1)で整理しておりますのは、第3回の議論のときに、委員の皆様からかなりご発言のあったものを整理させていただいたものでございます。

例えば、①ですとさまざまな段階やニーズの違いに応じた支援策の整理が十分行われていない、それから今もご協議がありましたタイプの問題、それから③として福祉中心とそれから就労中心が混在している問題、それから4番は総合化を図る必要性、それとアセスではいつ・どこで・だれが・どのようにという問題、それと6番では不足している社会資源、それからそれぞれのタイプ・支援段階に応じた社会資源の整備、それから国・都・区・民間団体との連携のあり方の問題、それからもっと小地域でのネットワークづくりの問題、それとNPO等支援団体との協働の問題などが挙げられていたということでございます。

それと、今回の第Ⅱ期推進計画の基本的な方針ということで、それぞれのホームレスに対する適切なアセスメントなどをタイプ別に整理し、施策の展開を図る。それから、何と言ってもそれぞれの相互関連や役割分担を明確にし、アセスメントを共有化する。それから、資源のネットワーク化やアフターフォローの体制を強化する。それと、NPO等の支援団体などとのネットワーク化、それと国・東京都、都区共同事業に対する提言・要望を行うという基本的な方向性、方針を示したものでございます。

それと、42ページでございますけれども、区・東京都・国の役割ということで、広域的な

行政課題であるということをもまず述べた上で、以下東京都・国の果たすべき役割を明確にしていくということでございます。

下線を引いた部分につきましては、委員の皆様にお配りした以降に書き加えた部分でございます。（１）新宿区の役割ということで、基礎自治体（新宿区）は、さまざまなホームレス状態にある人に対し、早い段階での相談・助言や適切な社会資源に結びつけること。

それから、ホームレスが再び路上に戻らないために、地域生活を継続支援を行うことが基本である。ここで、このように書いてますのは、社会資源であるとかの整理については、これは国・東京都なり都区共同事業が主に役割を担う、我々基礎自治体はそういったような社会資源を有効に活用するという前提で早期発見であるとか、いわゆる面接などをやり、地域に行ったときに再び戻らないようにするような支援、人的な支援をどのようにするのか。ただ、新宿区はこれまでも拠点相談所でありますとか、自立支援ホーム、それから宿泊所等施設系の施策もやってきておりますが、それは都区共同事業で十分整っていない部分を、整うまでといったほうがいいのかもかもしれませんけれども、整うまでの補完的な事業を積極的に取り組んできたということでございます。大きく施設の総合化、それから地域のネットワークづくり、それから情報の発信、施策の要望・提言に努めるということでもあります。

それと、東京都の役割ということで、東京都は、国との連携や東京23区との協議によって、施設整備や住宅の確保などの社会資源の整備を促進することが基本的な役割であるという前提に立って、強力なリーダーシップの発揮、いわゆる東京23区を包括する広域自治体として、強力なリーダーシップを発揮してもらいたい。それから、東京23区への積極的な調整・助言を行うよう要望したい。これは、ホームレス対策に対する各区の温度差、対応の仕方の部分を少し書き加えたものでございます。それから、国への働きかけの強化。

また、（３）では国の役割ということで、国は自治体の意見を取り入れた社会資源の整備や財政支援を行うなど総合的な施策を策定し実施することが基本的な役割であるということをもまず述べて、総合的な雇用・住宅対策等の推進を要望し、社会資源の整備、それから積極的な財政支援の大きく３つの役割を記したものでございます。

46ページでございますけれども、３の具体的な施策の推進ということで、ここも前回お渡ししてあるものはさらっと書いてますが、少し先ほどの役割も意識しながら、基礎自治体の新宿区が先駆的に取り組んでいる拠点相談事業や自立支援ホームは、本来広域的に整備する必要のある事業です。とりわけ、施設や住宅などの社会資源整備は国や東京都の責任においていい、基礎自治体の共通資源としてストックする必要があるのではないのか。

ここでは、役割分担を基本にしてホームレスのタイプ別にふさわしい個別具体的な施策を整理し、相談体制、施設・住宅資源の整備、人的資源の開発やネットワークづくりなどホームレスそれぞれの施設段階ということで、7つの基本施策を上げてございます。

相談体制の機能強化、アセスメントシステムの構築、施設・住宅資源の確保、就労支援、人的資源の開発とネットワークづくり、公共施設の適正管理、人権啓発ということでございます。

改めて、ここでこれ以降の具体的な仕組みの中で、ニーズに応じた3つのタイプということで再掲をさせていただいて、読む方にとってもこの3つのタイプを頭の中に入れながらということで、意識してここに入れさせていただいております。

(1)の相談体制の強化ということで、相談体制は、どのようなタイプにも支援段階にかかわらず、ホームレス対策の基本であるということをまず述べております。

①では、巡回相談一時宿泊支援事業ということで、これは国なり都の助成、補助金制度を活用していくことが前提になりますけれども、東京都でも少し動きがあるやに聞いております。これは、冒頭にタイプ3にふさわしい事業ではちょっとした支援でできるのではないかとということでタイプ3にふさわしい事業ではないのかということです。

次のページでございませうけれども、48ページ、拠点相談事業、これはすべてのタイプに必要なことだと思います。これ、委員の皆さんのご意見もありましたけれども、あわせて以降ですけれども、新型自立支援センターの設置に合わせての相談所の設置、それから民間団体が支援する地域の中の相談所の支援も都区共同事業として行っていくよう提言したい。

それから、巡回相談事業、これもすべてのタイプに必要な事業ということで、現在休日・夜間は一部行われておりますけれども、より保健・医療機関との連携を強化した体制づくり、それから拠点相談所機能を加えた相談体制も充実するよう提言をしていきたい。

それから、地域生活サポートでございませうけれども、これは宿泊等、後藤委員のところをお願いをしている事業でございませうけれども、タイプ1にふさわしい事業である。引き続き実施をしていく。

それから、訪問サポート：地域生活安定促進事業、これは新宿区独自事業でございませうけれども、生活保護を適用した後、宿泊所等にいる元ホームレスの人に対して地域のアパートへの転宅への援助、それからアパート転宅後の継続的な支援も引き続き行っていく。

それと、自立支援システムによる生活指導支援ということで、タイプ1・2にふさわしい事業ということで、より継続的なアフターフォローの体制を充実するよう要望していくと。

それと、アセスメントの構築、これも共通の仕組みということで、そのためには各関係機関においてアセスメント手法やその項目を共通化する必要があると。特区人厚でもございますけれども、さらにNPO団体との連携により、より適切なアセスメントシステムの構築に努めたい。

それから、(3)、ここが施設・住宅資源の確保ということで、どのような場合においてもまず必要となる施策の大きな柱ですということを記載しております。しかし、大都市における施設・住宅支援の新たな確保ということで、高額な用地取得に問題があつて、次のページでございますけれども、施設運営を圧迫する、大きな課題があるといったようなことも指摘をされているところでございます。

そのために、財政支援に合わせて公的な資源、既存資源や民間資源の有効活用を図る必要があるということです。

①では、ケアつき住宅（施設）の援助事業ということで、先日猪瀬副知事をチーフとするPTからプレスがありました。東京モデルです。また、国のほうも私まだ詳細には承知しておりませんが、補助事業が動き始めるということで、地域での生活が困難、ちょっとした援助がないと困難だということで、タイプ1にふさわしいということで、ことしの3月の静養ホームたまゆらの問題が大きな社会問題化されたということで、国・東京都の助成制度を活用しながら、これはホームレス対策という側面だけではなくて住宅の問題、それから高齢者部門の問題もありますので、それらの部門とも連携を図りながら推進をしていくということでございます。

それから、②は無料定額民間宿泊所の居宅生活移行支援事業、これもまだ仮称の段階でございますけれども、都が助成制度をモデルとして実施するという方法でございます。いわゆる、無低民間宿泊所ということで、タイプ1・2にふさわしいということで、無届けの無低の問題がいろいろと報道もされております。稲葉委員のほうからは、施設面での話もいろいろ出されておりますけれども、現時点で私が聞き及んでおりますのは、社会福祉法に規定する無料無低に就労や生活の援助を行う人的な整備をする、居宅生活の移行支援等を行う新たな事業をというような考え方で今聞き及んでおりますので、現時点での東京都の考え方を整理させていただいております。

それから、新大久保寮を中心とした民間宿泊所の借り上げについては、現在の状況を踏まえて拡充をせざるを得ない。

それから、緊急一時宿泊事業、これ④でも緊急一時保護事業が出てきて、ちょっとわかり

づらいというので、もう一工夫しなければいけないのかなというふうに思っておりますけれども、まず緊急一時宿泊事業はタイプ3、いわゆるちょっとした支援が必要な人ということで、そこにも書いてありますとおり、セカンドセーフティネットといわれる住宅手当や各種貸付金などの他施策を活用する条件整備のために、いわゆる住民登録や口座の開設を支援するために、まず食事も含めた宿泊場所を確保するというものを11月30日のワンストップサービスデー以降、12月に向けて速やかに実施をしていこうというふうに今都区で話を進めている段階でございます。

それから、緊急一時保護事業、これはしのぼず荘の話も出ましたけれども、タイプ1にふさわしい事業ということで、一時保護専門の施設の設置を厚生関係施設を活用してということで要望する。これは、特別区人事厚生事務組合のほうでも、厚生関係施設の再編整備計画の中でも若干触れられているということもございます。

それから、新宿区で行っております自立支援ホームです。これは、タイプ2・3にふさわしい事業ということで、就労意欲があり、路上生活の短いホームレスに対して、短期的・集中的に地域生活の自立を支援するというので、先ほど年金の話が出てきておりましたけれども、タイプ2・3ということで、比較的高齢なホームレスで、年金受給権の調査を行って、遡及適用で地域生活を継続するケースもこのところ幾つか出てきている、「とまりぎ」との連携ということもございます。

それから、⑦として住宅の確保でございますけれども、国・都の役割が基本であるということを書いて、地域生活移行支援事業では、低家賃住宅を確保してアパートへ移行することによって、地域との生活が可能であるということが検証されているということもでございます。

それを踏まえ、公営住宅、それから低家賃住宅の確保、自立支援住宅の弾力的な運用などを23区共通の資源ストック、それと家賃助成も含めた住宅確保の支援を強く要望したい。

それから8でございますけれども、自立支援システムと厚生関係施設の再編整備計画、いわゆる自立支援システムと先ほどちょっと申し上げましたけれども、再編整備計画、ここでは更生施設の拡充、緊急一時の対応、それから女性ホームレスの自立支援住宅の活用などを上げておりますけれども、新宿区の推進計画事業と密接に関連するというので、特人厚とも連携を深めながら取り組みを強化したい。

それから、就労支援でございますけれども、特措法では総合的な施策を策定し、これを実施するとしています。福祉事務所の福祉分野で、就労や住宅支援のすべてを行うのは困難だということを書いて、逆に就労や住宅対策分野に福祉的な支援を求められているのが総合的な

取り組みだということを述べて、国・東京都に対し就労支援、ハローワーク、チャレンジネットなどとの連携を強く要望するということと、ここではホームレスの職歴などに配慮した雇用の創出も必要であり、あわせて要望するとしてございます。

それから、就労支援・住宅支援等相談機能との連携強化ということで、現在新宿区はハローワークとも連絡会を設けておりますけれども、さらに東京都の仕組みなども入れ、仮称でございましてけれども、新宿区自立支援連絡会を設置してということでございます。

それと、TOKYOチャレンジネットは、3年間の限定の施策というふうに聞いておりますけれども、それ以後も新宿区1カ所だけではなく複数の相談所の開設を東京都に要望していきたい。

それから、雇用対策におけるセーフティネット、これも皆様にお配りした後に加えたものでございますけれども、タイプ2・3にふさわしい事業ということで、国は雇用保険の非受給者に対して、職業安定資金融資ですとか住宅手当、各種貸付金などのセカンドセーフティネットを実施している。今回のワンストップサービスデーなどもそれらに絡んでくることでございますけれども、しかしながら受給資格・要件が必ずしも実態に即したものとなっていないというのが、我々の率直な感想でございます。

次のページですけれども、セカンドセーフティネットが、真に実効性の高い仕組みとなるよう強く要望したい。東京都は、生活サポート特別貸付金、介護人材育成確保緊急対策事業などを実施していますので、これは東京都独自の取り組みということで、引き続き実施をしてもらいたい。

それから（5）では、人的資源の開発とネットワーク、人的資源の開発ということを経済福祉というふうなお話も出ておりましたので、広域的な対応と地域福祉の観点ということを少し書き加えさせていただいたものでございます。

まず、ハンドブックの作成、これは人的資源の開発にも結びついていくということでございます。それから、福祉関係職員の研修等の実施ということで専門研修を実施していく。それから、まず広域的な関係機関協議会の設置を国・東京都に対しても提言をし、申しわけございません④になりますけれども、地域別連絡会議の設置ということで、ここに委員の方からもご意見がございましたけれども、ブロック別の会議であるとか、それから新宿区の中の小地域、地域別の課題などに対応するために連絡会を設置していこうということでございます。

それから、（6）公共施設の適正管理、これは特にこの委員会、これまで3回の中で大き

な議論にはなっておりませんが、今の推進計画の中でも触れておりますとおり、欠くことができないということですので、①大規模公園の問題、それから中小公園の問題、道路等、それから図書館などの公共建物ということで、57ページの最後のところで適正管理を行う上で留意すべき点は、ホームレスの人権に配慮した管理行為であることです。一方的にその場所から排除するだけでは抜本的な解決には至りません。施設管理者、NPO等支援団体との連携を十分に図りながら、粘り強く対応していきますということで、まとめをさせていただきます。

(7)で人権啓発ということで、事件、それからあつれきの問題ということがありますので、次のページになりますけれども、①では先ほど申しあげました人的支援の開発やネットワークづくりを通じて会議体の設置、それから住民の自主的な団体であります環境浄化対策や地区協議会などへの参加の機会をとらえて啓発する。

それから、シンポジウム等を通じた啓発も行っていきたい。

それから、この計画、第二期推進計画そのものを使って、民生・児童委員の方々を初め勉強会などの手引書として活用していきたい。また、教育委員会や青少年育成会などにも出向き、紹介し、子どもたちの人権啓発に努めていきたい。

それと、最後に既存事業の継続に触れてございます。

60ページから3ページでございますけれども、ホームレスのタイプ、分類になっておりますので直しますけれども、段階的支援イメージということで、I、おおむね50歳以上でホームレス生活が長期化・高齢化した層、これもちょっと直しますけれども、このような資源の流れ、上から初めの相談ということで、適切なアセス、そこにどのような社会的な資源が絡んでくるのか。それと、もう一歩進んだ段階では、身体的・精神的な回復、日常生活・社会参加への支援ということで箱物、地域生活への移行と継続の相談支援によっては介護施設等、それからアパート、地域での生活ということで、再び路上生活に戻らないために地域福祉というような考え方を絵皿にしたものでございます。

II番目は、おおむね50歳以下で、傷病・障害あるいは過去の生育歴・職歴等から、社会関係の再構築の支援も必要な層ということで、ここではハローワークでありますとか、私どもの勤労者・仕事支援センターなども少し初めの相談の部分では入ってくるのかなど。何と云っても、自立支援システムという大きな都区共同事業がある。それから、民間宿泊所等から更生施設に入っていく場合もある。生活保護の適用もあるであろう。それから、自立支援システムからは、就労特化型の更生施設等に入所する方もいるということで、そのようなそれ

それぞれの段階に応じた支援によって、Ⅰの категорияと同じようなアパート、地域での生活ということに結びついていくのかなということでございます。

それからⅢ番目、おおむね50歳以下を中心に、仕事と住宅が確保できればすぐにでも自立ができる層ということで、ここは先ほどもちょっとお話がありましたとおり、ちょっとした支援でということでございます。ハローワーク、それから勤労者・仕事支援センター、NPO等民間支援団体、さまざまところとの連携を基本に相談がなされる。それと、左のほうに雇用対策によるセーフティネットの活用や社会福祉協議会が持つ各貸付金、それから巡回相談一時宿泊支援事業や自立支援ホーム、また先ほどもちょっと言いました都区共同事業で始めます緊急一時宿泊事業などを使って、早期に就労住宅支援を行い、地域での生活に結びつけるといったようなおおよそのイメージを整理したものでございます。最終的にはカラーで少しわかりやすく入れようかなというふうに思っております。

引き続き、後は少し計画の推進等ということで、計画の推進体制、1番目としては庁内体制、それから就労・医療等関係機関との協力体制づくり、それからNPO等支援団体との連携強化というものを推進体制としてまとめたものでございます。

64ページになりますけれども、第二期推進計画の見直しということで、先ほど期間を4年間ということを目頭で触れておりますけれども、国の基本方針や東京都の実施計画を勘案し、必要に応じて計画の見直しを行う。

また、進捗状況の検証を行うなど進行管理に努めていきたいということをごさつと記載をさせていただいたものでございます。

以下、策定委員会要綱、それから委員の皆様の差し支えなければ名簿、それから特措法、それにホームレスの自立支援等に関する基本方針をつけさせていただいております。

私のほうからは以上でございます。

○岩田委員長 ありがとうございます。

それでは、4が中心になると思っておりますけれども、どうぞご意見いただきたいと思っております。

○奥貫委員 すみません、ちょっとわからないことがあるので質問したいんですがよろしいでしょうか。

51ページの⑥の自立支援ホームのことについて、よくわからないところがあるので教えてくださいたいんですが、まず現在ある自立支援ホームというのは、大体どのぐらいのキャパシティというか、どのぐらいの数の施設があって、どのぐらいの人数を受け入れられるのかというのをまずお尋ねしたいということ。

あと、51ページから52ページにかけて下線が引いてあるところですけども、ちょっとよくわからなかったんですけども、最近、タイプ2・3で比較的高齢なホームレスの年金受給権の調査を行い云々というふうの下線が引いてあるところがありますけれども、タイプ2とタイプ3というのは、年齢で分けると50歳以下というふうになっていたかと思うんですけども、つまりタイプ2・3の中の比較的高齢というのは50近いとか、そのくらいの年齢の方のことを想定されているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○生活福祉課長 自立支援ホームについては、2室、定員4名、記録には3カ月の利用ということでございます。それは、32ページの自立支援ホームということで、19年度から開所したものですけれども、21年3月末現在で入所者28人、退所者24人、入所中の者4人、アパートでの自立生活移行者12人、それから自主退所者5人、その他7人、こういったような内訳になっているものでございます。

規模としては、1室2名の部屋で2室確保しているものでございます。それに専門の指導員がつくということです。

それと、51ページの最近、タイプ2・3で比較的、これ確かに私も書いていて50歳以下で高齢というと50歳ちょっと越したとしても年金受給権発生しないんです。ただ、こうした人が結構いるんです。

○奥貫委員 どういったときに……

○岩田委員長 今回の年金権の話とか、あるいは生活保護、図柄では生活保護が出ていくところとかありますよね。そういう、社会扶助、福祉支援というのがすべての中に含まれているからなんでしょうけれども、この7つの基本施策の中では埋没してるんです、私も後でよく見たら。相談とか施設とか住宅とか就労の中に埋没しているので、自立支援ホームのところに年金が出てきちゃっているんです。それは、実際にそういうのがあったからということだと思うんですけども、しかしこれからのことを書くので、そこは余り整合性がないような書き方をしないほうがいいので、そしてそれは自立支援ホームだけじゃなくて、いろいろな住宅、施設の中で発見され支援されていったらいいわけですから、どこかに福祉支援というようなものを入れればいいのかというふうに、私もちょっと思ったんです。

何て言ったらいいんでしょう、相談体制も2つのタイプが混在しているんです。つまり、後からの生活サポート的な地域定着促進型相談と、最初の拠点相談のような、こういう相談を分けちゃう手もあるんです。

それから、施設、住宅も緊急一時的なものとは地域定着促進型のアパートに移るとか、ある

いは今の自立支援ホームのようなものが、順番が後先まだ混乱して出ているんです。それをあらかじめ、例えば住宅や施設、資源には緊急ニーズへの対応と地域への定着を促進させるためにプロセスに応じて、こういう施設があるので、それをこのように位置づけていきたいとか、要望したいとかというような感じで整理して、その中でなされる例えば住民票をきちんと設定するとか、そういうのは全体として福祉支援というカテゴリーをつかって、そういう住宅確保や施設、あるいは相談サービスの中で、こういう福祉支援を必要に応じて提供していきたいみたいな、一番肝心なつまり新宿区にとってはそこが実は本拠なんですけれども、それが埋没しちゃっていて、就労とか住宅が先に出過ぎちゃっているというような印象もちょっとあるんです。

私も、相談のところに入れちゃっていいのかなと思ったりもしたんですが、そういう手もあります。相談と福祉支援体制みたいに。ただし、入り口の支援ともうちょっと地域、福祉の中でなされる支援というような、それで後段の住宅や施設の利用とのかかわりでさらにこれを深めていくとか、そういう書き方もあると思うんです。そうすると、もうちょっと整理されるかなと。

いろいろなアイテムがすごく多いので、また新しくもなるので、私読んでいてもよくわからないぐらい今複雑です。みんな似たような名前で、緊急とか一時とか先につくか後につくかみたいなどころがあるので、それは随分具体的に書いていただいてわかりやすくはなったんですけれども、並べ方を相談と少なくとも住宅に関しては、緊急か地域定着支援というか、そういう感じにして、その中でなされる具体的な福祉支援の内容として年金の問題とか、生活保護の適用とか、借金の整理とか、健康の回復とか、そういう専門資源を組み合わせで福祉が提供していくというような、そういうところにもうちょっとウエートを置いたほうが新宿区らしい感じはするんです、実際やっているわけですから。

はい、どうぞ。

○稲葉委員 今の50ページ、51ページ、自立支援ホームもそうですし、3番の民間宿泊所の借り上げ、新大久保寮、この2つは私たちから見るとこれ新宿区の独自事業でやっているというので、非常に使い勝手のいい事業で、例えば新大久保寮の③番のほうもタイプ1・2にふさわしいというふうに書いてあるんですけれども、これタイプ3の人が使うこともあるんです。要するに、給料が出るまでの間行くところがないみたいな人が新大久保寮にとりあえず入れてもらうとか、そういうアセスメントのとりにあえざる間の場所みたいな形で、非常にそういう意味では新宿区が独自でやってくださっているので使い勝手がよくて、もちろん居住

環境の問題は新大久保寮あるんですけども、そういうところ入りの居場所的な形で、すべてのタイプに対応しているのかなというふうに思います。

○岩田委員長 緊急のほうは、どのタイプというよりは、余り限定しなくてもいいかもしれないです。緊急的に居場所を提供することがどういう意味で必要かということと、それにこういう事業がありますよというような。緊急のところ、さらにいろいろな福祉ニーズがわかって、そこで支援したらこういうふうに成功した例もあったので、そういうのも進めますみたいな、そうすれば余りそごはなくなるかもしれないですね。

そのほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○笠井委員 今回の緊急の話で、新大久保寮プラスアルファで都区共同の新規事業の緊急一時宿泊事業が入ると。これが12月から開始されると。だけど、これすみ分けをしようという意図もある、タイプ別に書いて、タイプ3のほうは都区共同の緊急一時宿泊事業を使って、タイプ1・2に関しては、既存の新大久保寮を使うというようなイメージでよろしいのでしょうか。

○生活福祉課長 厳密に、④の緊急一時宿泊事業、都区共同事業、12月から始めようとしているものと新宿独自でやっている⑤、厳密に特別区人事厚生事務組合のほうとも議論はしていません、まだ。

問題は、今稲葉委員もお話になったように、ここはすべてのタイプを現在使っていることは事実です。しかしながら、ここの委員会の中での議論にもありましたとおり、ある程度十分ではないにしろ資源が整ってきた段階では、新しい事業にはそれぞれにふさわしいタイプの人に入ってもらうほうがより効率的だろうということもありますので、その辺は私どものほうとしては若干意識はさせていただいたというふうにご理解いただければなというふうに思います。

○笠井委員 相談は「とまりぎ」とか福祉事務所があって、その先に緊急のタイプがいろいろある、そんなようなあれですよ。

○生活福祉課長 ただ、そこが例えば47ページに巡回相談一時宿泊支援事業ということで、国もモデル事業実施を考えていますし、東京都もこれに類似するような施設事業を考えておりますけれども、民間団体の巡回、現場を把握している方々がみずから施設を持ち、そこで集中的に支援をしてもらうというような仕組みも今後は当然必要になってくるのかなというふうに思っています。

それと、今議論になっております51ページの④、⑤、⑥ですけども、4番の緊急一時宿

泊については、これの特徴的な仕組みとしては住民登録や口座がないために、セカンドセーフティネットが使えない人たちに対して1カ月程度を限度として、そこで条件整備をしてもらおうというねらいは、都区共同の中で明確にその方向性が打ち出される。

○笠井委員 相談体制は民間団体を含めて広範囲につくっていかうと。相談体制は、今までの福祉事務所「とまりぎ」にとどまらずに、民間団体と連携を深めて強化して、その部分でアセスメント、そのためにアセスメントが重要であるということが触れてあって、その先の緊急宿泊関係に関しては、さまざまなニーズ別といいますか、タイプ別といいますか、そこから辺で組み立てられているというように理解されますけれども、確かに読んで難しいですね。

○岩田委員長 今の47ページの①は、巡回相談というのは巡回相談であるので、この一時宿泊支援というのは、むしろ施設、住宅のところの臨時型のところに入れてもいいわけですよ。昔の一泊所みたいですね。だから、限りなくもちろんあらゆることが連動はしているんですけども、相談というところにウエートを置くか、そのときに泊まれるとか、もうちょっと長くいられるとかというのは段階において違ってくると思うんですが、一番カジュアルなタイプがこの一時宿泊みたいなのがあって、それでいろいろなタイプの臨時的な居場所の確保があって、そこにももちろん相談がくっついていくわけですけども、それとケアつき住宅だとか、アパートへの転居、この住宅の確保とか、厚生施設とかそういうもうちょっと長期、厚生施設も長くはないけれども、長さ順に出てきたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、あちこちありますよね。

それで、何にふさわしいと書く、主に1のタイプをターゲットに整備を進めますとか、そんな感じでいいと思うんですが、結局こういうのは受給関係でこうなただけでもこっちも使っちゃおうということありますよね。あいているのをみすみすということはあり得ないので、そういうような柔軟に利用していくということをどこかに、相談体制のところにも最初書いてありますけれども、施設の最初に書いてあるところに、緊急ニーズへの対応ともうちょっと地域定着促進という2つの任務があって、緊急ニーズの場合はそれぞれ一応タイプとの関係で整理するけれども、実際には柔軟な対応も必要だというようなことを最初に書いておけばいいんじゃないんですか。

そのほかはいかがでしょうか。矢崎委員。

○矢崎委員 58ページにあるところですけども、下のほうの第二期推進計画・区広報紙等を活用した啓発というところで、民生・児童委員を初め地域の人たちの勉強会などの手引書と

して活用していただければと考えています。私ども民生委員は、新宿区に約300名います。そして、これも厚生大臣の嘱託を受けている者ですから、一応メンバーとしては地域の厳選された人たちですから、そういうことを踏まえて私思うに、民生委員というのは大体自分の地域、例えば私だったら個人でもって200件から250件、多い人は300件ぐらい持ってますけれども、ですから地域をメインに幅広くネットワークを持っていますので、ホームレスの問題もいろいろ巡回相談とか面接相談とか訪問相談とかやられていると思いますけれども、なかなか外部から来ると一時的になってしまうんですけれども、我々民生委員ですと自分の住まいの大体、二、三百メートルの範囲が自分の持ち場ですから、もちろんその中で私のように戸山公園が近い人もいれば、全然自分の地域には関係ない人もいますけれども、そういう意味で民生委員をもうちょっと活用していただければ、いろいろな意味でお手伝いができるかなと思います。

それと同時に、民生委員も全国ネット全部ありますので、そういう意味ではもちろん我々は新宿区で考えていただいてもいいですけれども、事によっては全国ネットに広げることのできるのではないかというふうに考えています。

以上です。

○岩田委員長 はい、どうぞ。

○稲葉委員 人権啓発に関してですけれども、まず要望ですけれども、58ページのシンポジウムを通じた啓発とか、教育現場での人権啓発というのが、前回の計画にも入っておりまして、私も教育委員会の職員研修とかで何度か呼んでいただいたことはあるんですが、実際小学校で1回お話をさせていただいたことがあるぐらいで、余り教育現場、学校で子どもたちに対して直接話をしたりとか、ホームレス問題に対するシンポジウム等は余り開催されていなかったのではないかというふうに思われますので、ぜひそれは積極的に、きょうは多分福祉関係の方が多いいので、教育関係の方のほうに言うておいていただきたいというのがあります。

あと、表現ですけれども、57ページから58ページにかけてのところで、努力不足などにより脱却を拒む人もいます。一方で、社会状況によって追い込まれている人が多いというところですが、これは私もホームレス問題の人権というのを語るときに、どういう観点で語るかというのは、いつも悩んでいるところではあるんですが、やむを得ずなっているんですよという言い方には両面あるというふうに思っていて、だったら一方で本当に好きでやっている人というのが全然いないわけではない。抜け出す気がないという人がいた場合、でもその人も襲撃してはいけないよというところもあると思うんです。ですから、この議論はここで入

れるのは危ういかなというふうに私は思っています。

でしたら、例えばこういう人もいるし、こういう人もいるという話ではなくて、前回の計画のときに入っていたかと思うんですが、ホームレスの路上生活からの脱却を支援していくというのは、本人だけのためではなくて、地域全体のためになるというようなことをここで強調していただけるといいのではないかなというふうに思います。

○岩田委員長 ホームレス自身の迷惑行為から生じるというような書き方もしていますので、一方的にホームレスの人権だけというような、そういうキナイにはならないと思うんです。全体として、双方社会全体にとって余りいいことではないという観点から、というような書き方に、あるいは確かにのところから単純に取っちゃえばいいかもしれない、そこなくても言いたいことは……。

あと、59ページにちょっとある(8)ですけれども、既存事業の継続ということですが、これここに置くのも悲しい感じもちょっとして、さっきの福祉支援みたいなのをつくっておけば、福祉支援の中にこういうのはもちろん根本的な解決が大事なだけども、これももちろん継続しますみたいなのを最後に、そっちの中に入れておけばいいんじゃないですか。これだけぽんと出すと、既存事業というのはこれだけじゃなくても継続するわけですよ、さっきの充実支援ホームだとかいろいろ。ですから、前のが全部新規ならこれはこれで意味があると思うんですけれども。

はい、どうぞ。

○笠井委員 今の委員長の話ですけれども、確かにこれ応急援護の部分、食料の提供、シャワールの提供、日用品の支給、これというのは支援の中の一番最初の段階、ステップというかそこにあらわれます。そこから、相談、宿泊、就労等々、その中で順番を変えるとかしたほうが。ですから、これ最後に出ると埋没というか確かにあれです。おまけでやっているような感じがしますので、もちろんこれを継続してやりながらそこからつなげていくというような発想があったほうがいいと思います。

○岡部副委員長 言葉ですが、ちょっと申しわけないです細かいことで。49ページの⑥生活指導支援というふうに書いてあるんですが、これ誤植ではないですか、こういう名称なのかということです。指導と支援が両方入っているということで、そこをちょっと確認していただきたいということが1点目です。

その次に51ページ、その関連ですけれども、④の2つ目のところに、身体的・精神的に処遇困難なホームレスに対してということですが、これちょっと表現、処遇困難という

言葉ではなく、精神的なケアが必要なホームレスとか、精神的な支援が必要なホームレスとか、そういう表現に変えていただくということはどうなのかということです。

それと関連して⑥のところの中身ですけれども、1行目のところに就労や生活指導をというふうに書いてあるので、これ就労支援や生活支援をというふうに変えていただくということではどうでしょうかということです。

それと50ページ、これ稲葉さんに聞いたほうがいいのかもしれないんですけれども、意味がよくわからない。近年のというところで、無届けの無料低額宿泊施設と書いてあって、その次の「そこで」というパラグラフのところでは、無料低額民間宿泊所の入所者にといいことで、これは同じことを指しているのか、ですからこれは無低で第二種のことを下のほうに言っているんだと思うんですけれども、上のほうは無届けの宿泊施設とか無届けの民間宿泊施設ではだめなのかとか、何かちょっと表現を少し変えたほうが、多分「たまゆら」のことも含めて関連づけていると思うので、ちょっとそこは私余り詳しくないのでということ、その用語だけです。

○岩田委員長 多分、指導支援のところは消え損なっていることだと思いますが、全体として生活指導というのは生活保護のほうには依然生きている言葉ではあるんですけれども、全体的な福祉の動向としては、指導というよりは支援とか援助という言い方になっているので、そういうふうに変えて、統一的にしたほうが読みやすいかなという。

○生活福祉課長 なるべく、ちょっとそこは整理させていただきます。

○岩田委員長 今の無低のところはどうでしょうか。

○生活福祉課長 大変申しわけないんですけれども、東京都から説明を受けて、私もこれつながりどうなんだという疑問も感じてますので、もうちょっと。それからもう1カ月ぐらいたってますので、もうちょっと整理させて記載したいと思います。

○岩田委員長 これはむしろ、無届けの無低にいる人たちを、そうじゃないところに移行させようという支援なんですか。

○生活福祉課長 こういう実態があると。ならば、規定する無料低額の施設に指導員を派遣し、可能な限り、いわゆる地域のアパートに転宅指導をかけることによって、回転率を上げてそこにすき間をつくって、無届けの無低の人たちをそちらのほうに入れよう、そういうねらいなんです。こっちのすき間をあければ、回転率が早ければ入ってくるでしょうし、それが一つのねらいであります。

○岩田委員長 それはそうなんですよね。回転率の話は私にはちょっと理解しがたいところが

あるけれど。

○生活福祉課長 私も若干、現場感覚からするとありますが、ねらいはそういったところにあります。

○岩田委員長 どうですか、この辺。ちょっと、割合今社会問題にもなっているようなことなので、どう書くかというのは結構ちょっと難しいところかもしれないですね。

○福祉部長 たまゆらの関係でいいますと、これとはちょっとジャンルが違うのかもしれませんが、んけれども、たまゆらは無料じゃないです、お金をとっているわけで、ただ無届けでやっているわけです。ですから、カテゴリーとしては有料老人ホームの範疇に入るんだという説明を受けてますけれども、要するに届け出をやっていないで営業するわけですから、いろいろな面で消防法上の問題とか不備があるわけです。だから、それを可能な限り届けをさせた上で、きちっと施設整備をなささいというのが、そういう方向が一つあると思うんです。そういう形で出ているはずですよ。たまゆら関係の話で言えば。

○岩田委員長 これ、無届け民間宿泊所という感じなんですか。

○笠井委員 これは国の補助事業。

○生活福祉課長 国も考えた東京都の予算も確定してませんし、国のほうも翻弄され続けているので、国の補助事業を活用した都の事業というイメージを持っていただきたいと思います。

○笠井委員 なるほど。そんなに、位置づけ的などはまだ出てないと。

○生活福祉課長 あらあらですね。ちょっと確認はします。

○岩田委員長 そうしたら、例えばアンダーラインが引いてある後を、そこでこれらの人々に対し、居宅生活への意向支援等を行う新たな事業を実施しますぐらいにさらっと言うておいて、社会福祉法に規定するとか書いちゃうと、上と下がよくわからなくなるので、そうしておけば。

○稲葉委員 言葉の問題ですよ。無届けだったら無料低額宿泊所という名前にはならないですよ、単純に。

○生活福祉課長 ご指摘のとおりです。

○稲葉委員 ちょっと、この問題非常に複雑で、たまゆらのように無届けで居住環境も劣悪だったというところもある一方で、届け出があるんだけど、環境的にどうなのかということもありますし、一方で無届けでやっているんだけど、非常に良心的にやっているところもあるという、かなり混在はしてますね。

○岩田委員長 これは、むしろ生活保護の問題だったりもするわけです。保護行政の。でも、

さっきみたいな書き方をしておけばどうという話はないですね。実際やるときは、何とかもうちよっとはっきりしたターゲットが必要になると思います。

そうすると、全体としてはまだ直し損なった表現の問題と、それと後ろのほうの図がとてもわかりやすいと思うんです。ですから、これはどうしてわかりやすいかという、最初から段階を経て書いてあるからわかりやすいんですけれども、さっきの7つのだとそこが入れ込んで、最初の相談なのか、後の相談、ケアなのかみたいなのが相談というカテゴリーと一緒にしているので、ややわかりにくいところがあるんじゃないかと思うんです。

だから、一層段階を追って書くか、あるいは相談なら相談でも2つタイプがあるよとか、宿泊施設、住宅の場合も臨時的なものとかやや恒久的なもの、中間のものがあって、段階的に対応していきますとか、そういうのを最初に入れて一泊というか臨時宿泊からアパートまでみたいな、そういう並べ方をしていただければ割合わかりやすくなるんじゃないかと思うんですけれども。

もう一つは、タイプ分けしてますからアセスメントがすごく大事になるんですが、そのあたりをしっかりとうちよっど書くか書かないかというのがあります。これでもいいかなとも思いますけれども。

いかがでしょうか、そろそろ時間にもなりますが、これで修正していただくと後はさらに文言のというようなことになりますので、何か抜本的な問題、まだ指摘されてないことがありますらどうぞきょうのうちにご意見いただきたいと思います。はい、どうぞ。

○秋山委員 47ページの①の巡回相談一時宿泊支援事業と、次のページの③の巡回相談事業、この事業のイメージというか、③のほうは実際にもうやってわかるんですが、①のほうの巡回相談一時宿泊支援事業のイメージ。それと、51ページの緊急一時宿泊事業ということであるんですが、この辺のこの事業のすみ分けというか、流れがよく理解できない部分がありますので、その辺をちょっと説明していただければありがたいんですが。

○生活福祉課長 まず、①と③の巡回相談一時宿泊支援事業、巡回相談事業ですけれども、とりわけ①のほうの一時宿泊支援事業のほうは、民間支援団体が日ごろの活動の中で行っている巡回相談の中から、この支援にふさわしい人を自主的な事業として行うというイメージを持っていただければいいのかなというふうに思っております。日々のこといわゆる来所型なわけです、我々がやると。それが民間の支援団体の方が、現場に行って把握している状況に応じてやっていただくということをイメージしております。

それと、51ページの③本当は④なんですけれども緊急一時宿泊事業については、これは国

のホームレス対策の拡充を受けた事業で、ここにも書いてありますとおり、ホームレスのおそれのある人たちを中心に、余条件を整えるための2週間ないしは1カ月を限度とした緊急宿泊事業をやろうということです。

具体的に申し上げますと、東京23区で今150戸、私よくわかりませんが、ゲストハウスとかそういうようなものも候補に上がっているというふう聞いております、具体的な施設としては、民間アパートももしかしたらある。それと食事も付けてということになるということでございます。

○岩田委員長 今の47ページの①は、相談機能と宿泊の両方に補助するんですか、それとも宿泊のほうに補助するんですか。

○生活福祉課長 セットというふうに聞いてます。

○岩田委員長 施設と同じように考えるんですね。

○生活福祉課長 そうです。指導員と施設の確保のセットです。指導員というのは巡回指導員ということです。

○岩田委員長 それだったら両方に書いてもいいかもしれないし、民間の宿泊つき巡回に補助するというのと、それは一種の緊急宿泊の意味もあるわけですから、相談と宿泊というのを2つ分けて書くとすれば、両方に出てきてもいいかもしれません。さっき述べたのは、宿泊の一番最初の一泊をとにかくしのぐという意味で言えば最初の段階ですから、こういうのにも新宿区は支援しますというのを改めて書いてもいいかもしれないです。

○生活福祉課長 現時点では、47ページの①については、緊急の一泊というイメージは持ち合わせておりません。ある一定期間、例えば2週間とか、そういうイメージです。

○岩田委員長 そうですか。では余計そうですね。ただ、2週間とか2カ月というのは私のレベルでは緊急なんですけれども。昔一泊所というのが、戦前にはハローワークの上に設けられていたわけで、通常シェルターというのはみんな一泊所なんです。日本はそういう意味では結構長いです。その持つ意味は何かというのはちょっとよくわかりませんが、いずれにしても相談と宿泊というのは、実際上は一緒に宿泊するところ、施設には必ず相談がついてますから、機能としては一緒になっていますけれども、書き分けるとすれば両方出てきてもいいんじゃないかという感じです。でないと、今のようなご質問というか、区民の方も見たときに、図を見ればよくわかると思うんですけども、ちょっとわかりにくいかなと思います。

さて、時間になりましたので、それでは最後に部長のほうから。

○福祉部長　ここまで形はできつつあるんですけども、実はこの検討会というか策定委員会が始まった当初に、岩田先生もおっしゃったと思うんですけども、計画策定するには大変難しい時期なんです。

というのは、今余りにも状況が生々しく動いてしまっているんです。11月30日にワンストップで東京を初め大都市で厚生労働省のハローワークを中心として、そういう相談を受けると言ってますし、年末に向けてまたそれを検証した上で、昨年の日比谷の派遣村対応みたいなことが、もっと大がかりな形であるのかないのか、福祉事務所はそのときにどういう役割をしていくのかとか、いろいろ不確定な要素がたくさんあり過ぎちゃって、この計画でも今わかっていることはある程度取り入れていますけれども、わかっている部分とこれからまだまだ出てくるかもしれないんです。ですから、その辺はきょうご検討いただいて、その後で申し上げるのはまことに恐縮なんですけれども、現実の進行と余りにもずれてしまったらその部分は、私どもも軌道修正せざるを得ないと思っておるんです。

それは、申しわけないんですけども、この席であらかじめお断りというか、独断で全く変えてしまうということは私どももできないことなんですけれども、委員のご了解をいただくような形でお願いすることになることがあるかもしれません。

それと、パブリック・コメントが多分これから11月15日に出て、これだけマスコミで取り上げられている件ですから、パブコメをかけたときかなりの反響があるかもしれないんです。多分、恐らく相当な反響があると思います。そうすると、区民がどういう意見をお寄せになるのか、それによっても区の計画ですから、ある程度の配慮をせざるを得ない、そんなことで私どもは事務局で案をまとめたわけでございますので、今この案の中で骨子になっているような方向で私ども自身も動いています。それは、東京都に対しても23区の会議に対して、こういう方向で新宿区のスタンスでいますけれども、区でいえば新宿は23分の1ですから、この件については23区を引っ張ってきたという自負はありますけれども、かといつてうちの区が単独で決定権を持っている事柄ではございませんので、その辺は協議の中で決められていく部分というのは当然あります。

ましてや、今は国、厚生労働省を中心として、それと東京都も動いておりますので、そういう中でどういう現実の進行がなされるのかということで、その辺は私どもも当然影響を受けますので、あらかじめお含みおきというか、お断りしておきたいというふうに思っております。新宿区としては精いっぱい頑張っていきたいという気持ちはございます。

そんなことで、きょうは一応のまとめでまだ終わったわけではありませんけれども、委員

のご協力をいただきまして、ここまで計画策定を、まだ途中ですけれどもまとめることができました。まだ先はありますがどうもありがとうございました。

○岩田委員長 それでは、次回の策定委員会について。

○生活福祉課長 今、部長のほうから申し上げたとおりでございまして、きょう章立ての問題ですとか整理の仕方など、まだ私どもも宿題をたくさんいただいておりますので、可能な限り早く整理をさせていただいて、また体裁を整えて素案としてお送りをさせていただきたいと。また、そのときに会議体を設けるといのはちょっと難しいのかなというふうに思っておりますけれども、ぜひご意見をいただければ。

今回は、1月27日水曜日、10時からを予定しております。これはパブリック・コメントをかけた後ということになりますので、最終的な本策定委員会の推進計画の区に対する報告ということで、区長のほうにも出席をお願いしてございます。委員の皆様からこの策定委員会を通じたさまざまな意見をいただいておりますので、締めくくりのお話などを区長と交えてしていただければと。区長のほうからもお礼のごあいさつ、また委員の皆さんの意見に対する感想と言いましょうか意見と言いましょうか、そのようなことも予定をしております。2時間まではかからない会議になるのかなというふうに思っておりますけれども、1月27日10時から、年明けに改めて文書でもってご通知は差し上げたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。ありがとうございました。

○岩田委員長 どうもありがとうございました。それでは、きょうの会議は以上で終わります。

午前11時58分閉会